

独立行政法人国立美術館会計監査人候補者の募集について

独立行政法人国立美術館（以下「本法人」という。）は、独立行政法人通則法第 39 条の規定により、会計監査人の監査を受けることとされています。本法人の会計監査人の選任は文部科学大臣が行いますが、選任に当たっては本法人が会計監査人の候補者を選考し、候補者名簿を提出することとされています。

これに伴い、本法人の会計監査人への選任を希望する公認会計士又は監査法人（独立行政法人通則法第 41 条に規定する資格を有する者に限る。）から企画書を募集いたしますので、応募に当たっては、下記 4 による「企画書の記載事項」をご参照の上、企画書及び添付書類を作成し、下記 5 により提出くださるようお願いいたします。

記

- 1 件 名 独立行政法人国立美術館会計監査業務
- 2 任 期 本募集により決定した会計監査人候補者名簿の有効期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までを予定しています。また、契約は毎年度文部科学大臣の選任に基づき締結し、契約期間は当該年度に係る財務諸表の承認日までとします。
- 3 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項
 - （1）独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則第 5 条及び 6 条の規定に該当しない者であること。
 - （2）独立行政法人国立美術館又は文部科学省、文部科学省関係機関から取引停止措置を受けている期間中の者でないこと。
 - （3）暴力団又は暴力団関係者ではなく、かつ暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していない者であり、「暴力団排除に関する誓約書」に誓約できる者であること。
- 4 「企画書の記載事項」の交付期間及び方法
 - （1）交付期間 令和 8 年 8 月 5 日（水）から同 9 月 2 日（水）16 時まで
 - （2）交付方法 電子メールにより交付します。件名を「独立行政法人国立美術館会計監査業務に係る企画書の記載事項等希望（組織名）」とした交付希望メール及び別添「調達関係書類等交付依頼書」を以下の「企画書提出先」のメールアドレス宛にお送りください。
- 5 企画書等の提出方法（詳細は「企画書の記載事項」による）
 - （1）提出方法 提出期限までに紙媒体 2 部（正本 1 部、写し 1 部）及び提出書類データ形式を記憶させた光ディスク（BD、DVD、または CD。ファイル形式は PDF とする）1 枚を持参または郵送により提出してください（郵送の場合は配達記

録の残る方法に限る）。

- (2) 提出期限 令和8年9月2日(水) 16時まで必着
- (3) 提出先 以下の「企画書の提出先」に提出してください。
- (4) 締め切り後の企画書等の提出及び、差し替え・修正等は認められません。メール送信の事故等の責任は一切負いません。

6 その他

- (1) 企画書の作成に当たって、ご不明点については、以下の問い合わせ先までご連絡ください。なお、法人概要は本法人ホームページ内「法人情報」において公表しております。
- (2) 企画書の作成に当たって、応募者からの質疑とその回答については、公正を期するため全応募者に送付いたします。なお、当該者のみが有利となるような質問等については回答できません。
- (3) 会計監査人候補者の選考は、本法人役職員及び外部の有識者により構成する会計監査人候補者評価員によって、当法人策定の「会計監査人候補者評価基準」に基づき事業者の提案する企画書等を比較検討し、予算範囲内で最も効果的と評価できる事業者を選定します。

評価項目 ①会計監査人業務（監査体制及び監査内容等）

②独立行政法人及び国立大学法人等に関与した業務の実績等

③監査報酬見積費用

④その他特記事項

⑤ワーク・ライフ・バランス等の推進

- (4) 本件は令和8年度から令和12年度までの5事業年度に係る会計監査人候補者の選定となりますが、会計監査人は独立行政法人通則法第40条に基づき毎年度文部科学大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約となります。
- (5) 令和9年度から令和12年度については、会計監査人候補者が当該年度の監査企画書を提出し、当法人においてその内容を評価・検証した上で、適切であると認められた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとします。なお、選定された者が行政処分を受けた場合や、社会情勢の変化等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定を見直すこととします。
- (6) 監査報酬見積額については、令和9年度から令和12年度において、当法人の状況変化等により、当初の監査計画を大幅に変更するなど監査費用に多大な影響を及ぼす事情が生じた場合に限り、当該年度の監査企画書に詳細な理由を付して、見積額を変更することができるものとします。
- (7) 契約条件は、選定された提案者と監査企画書を基に調整するものとします。なお、毎年度の契約金額については、当該年度の見積額を参考として、会計監査業務の内容を勘案して決定するため、見積額と必ずしも一致するものではありません。また、文部科学大臣の選任が得られない場合及び契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がありますが、当法人はその際の責めを負わないものとします。
- (8) 選任された会計監査人について、金融庁による公認会計士法に基づく業務停止命令がなされた場合は、「2 任期」に掲げる候補者名簿の有効期間に関わらず、次年度以降

の候補者についてはあらためて募集を行います。

7 契約締結等

- (1) 一般契約事項については、独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則及び文部科学省発注工事請負等契約規則を準用します。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者の企画書は無効とします。
- (5) 提出書類の作成費用については、選定結果にかかわらず事業者の負担とします。また、提出された企画書等については返却いたしません。
- (6) 選定終了後、後日すべての提案者に評価結果を書面で通知します。
なお、企画評価は非公開で行い、評価の内容や経過に関する問合せには応じられません。
- (7) 採択決定後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行います。契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合は採択決定を取り消すこととなるので、その点についてもご承知置きください。
- (8) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書に記載した事項等を遵守し、本法人と十分な連絡調整を図ることとします。また、企画提案書に記載した事項について、記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに本法人に届け出てください。

【企画書の提出及び問い合わせ先】 (土日祝日を除く10時～16時)

〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3-1

独立行政法人国立美術館本部事務局財務課会計担当(大室)

電話: 03-3214-2592 / FAX: 03-3214-2577

E-mail: honbukaikei@artmuseums.go.jp